空き家の適切な管理をお願いします

空き家の所有者・管理者の皆さまへ

適切な管理がされていない空き家は、周辺の生活環境へさまざまな悪影響を及ぼします。
空き家の適切な管理は、所有者や管理者の責任です。

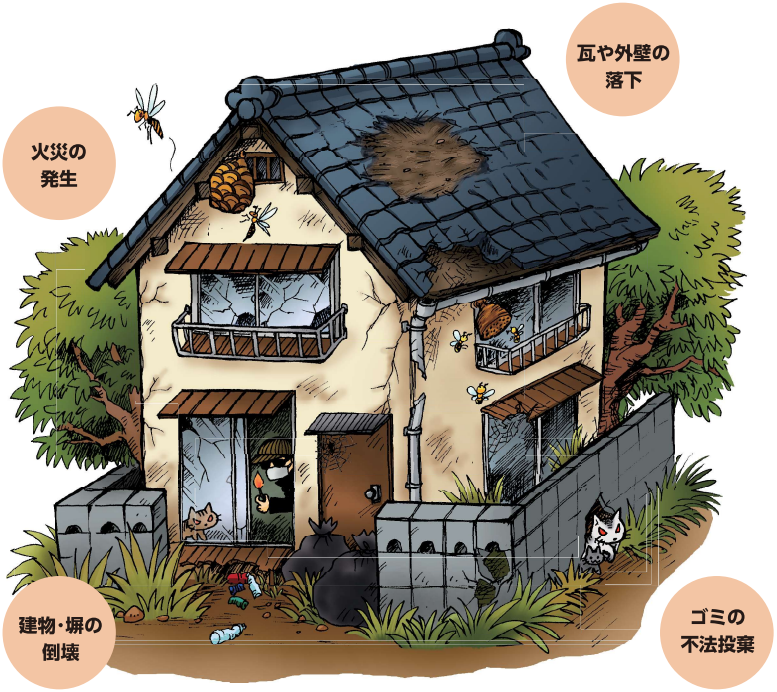

特定空き家等が改善の助言や指導に従わず、勧告を受けた場合、税制優遇措置が受けられずに**固定資産税が大幅に上がる可能性**があります。さらに勧告を受けても改善されない場合、命令を受ける可能性があり、命令に従わなかった場合、**50万円以下の罰金**が科せられます。

お得な制度紹介

空き家を相続した場合の課税所得の特別控除

一定期間内に1億円以下で譲渡した場合に特別控除が受けられます（その他要件あり）

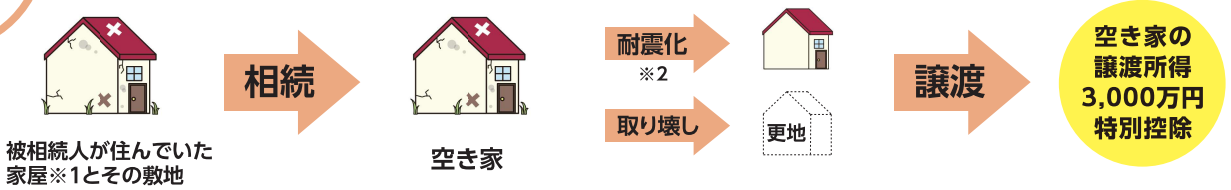

※1　昭和56年5月31日以前のもの

※2　耐震性がある場合は不要

空き家に関する相談窓口

空き家を売る・貸す	(公社)高知県宅地建物取引業協会	TEL 088-823-2001
	(公社)全日本不動産協会高知県本部	TEL 088-822-4669
空き家の相続・財産管理	高知県司法書士会	TEL 088-825-3131
空き家に関する法律相談全般	高知弁護士会(相談予約専用)	TEL 088-822-4867
土地の境界確定・未登記建物の登記	高知県土地家屋調査士会	TEL 088-825-3132
空き家の利活用・改修・解体	(公社)高知県建築士会	TEL 088-822-0255
	(一社)高知県建築士事務所協会	TEL 088-825-1231
空き家の害虫駆除	(一社)高知県ペストコントロール協会　㈱大進内	TEL 088-848-2391
空き家に関する相談全般	高知県空き家相談窓口	TEL 088-803-6511
マイホーム借上げ制度(50歳以上)	(一社)移住・住みかえ支援機構(JTI)	TEL 03-5211-0757
庭の草取り・剪定・空き家管理サービス	(公社)高知市シルバー人材センター	TEL 088-882-3839
成年後見人制度の利用	高知市成年後見サポートセンター	TEL 088-856-5539

●●●不安なことは専門家に相談してみましょう●●●

高知市建築指導課　TEL 088-823-9470